毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大 分 県 編集 元屋印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県知事

佐

藤

樹

郎

令 第 五一 月

和 六 年

)

五

号 曜

1

日

金

申請の概要

申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

七

Н

2 特定事業場の所在地及び名称 杵築市山香町大字倉成三千三番地 一般社団法人やまが地域創生機構

理事長 江

藤 稔 明

設置される特定施設の種類 山香温泉 風の郷

杵築市山香町大字倉成三千三番地

3

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三

ちゅう房施設

イ

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請…………………………………

示

目

次

選挙管理委員会告示

	※響についての調査の結果 / /		1条第一項の規定により、 注	\$\$\tau \tau						四	使		ハ分の一を乗じて得た 工	なを超える場合にあつ エーエー	がに 帯に対 に関わる に関いて に関いて に対して に対し	(A)	
	1	の状態	染	守ひオ) (行力	ラ と		日	灭	用	事	事	HE	7里	
	窒	浮	化学	生物	水	項	4	ト シー	用	当	用	開	完	着			
U	素	遊	的	物化学的酸素要求	素 イ			- 	のエ	た	時	始	成	手			
3	含	物	酸素	的酸素	オ		<u>≜</u>	旨 こ)	季	h	9	予	予	予			
有	有	質	要求	系要 求	ン濃		0	0	節	の使	間	定	定	定			
畫	量	量	量	量	度	目	占	Ē	的	用	間	年	年	年			
ng	mg	mg	mg	mg	/	単	m³ /	単	変	時	. •	月	月	月			
L	Ĺ	Ĺ	Ĺ	Ĺ	<u>/_</u>	位	H	位	動	間	隔	日	日	日	力	類	
六	1110	五元〇	1100	五五〇	五・八~八・六	通常の値	<u>·</u>	通常の値	なし	一六時間	間欠			I	五〇食/日	ちゅう房施設	
<u> </u>	四〇	11100	五五〇	11100	五・八~八・六	最大の値	11.0	最大の値									

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) ………

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六 に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その

令和六年六月七日

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五

大分県告示第三百二号

〇 告

示

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影

令和六年六月七日

大分県報 (告示)

4

		理方			汚水等の処理の方法	
造	力	式	10000	類		
FRP製	七三㎡/日	接触ばっ気方式+三次処理(生物好気法)		生物化学的処理		全利プ年プ月七日
処	種					
理					大腸菌	ナケ児幸
方					群	(世)
式	類				数 個 cm³	
接触ばっ気	生物化学的処理	_		以 上		
触ばっ気方式+三次処	処理			以 下	E, 000	
理(生物好気法)				L) L	E, 000	
(左)				以 下	E, 000	

の状汚等汚値態染の水

学

的

素

要

求

mg mg

Ĺ

0 Ŧī.

九

物

化学

的 酸

酸素要求量

L

 $\frac{-}{\circ}$

0

100 0 <u>F</u>i.

 $\overline{\bigcirc}$

水

素

イ

オ

ン

濃

度

<u>Ŧ</u>i.

Ŧī.

八八

, · 八八

五. 処

八八

六

八八

六

水

素

イ

オ

ン

濃

度

五.

五

<u>Ŧ</u>i. 処

八八

五 ~ · 八 八

一六

六

項

目

単

位

処

理 通

前

処

理 値

後

処

理

前

理

後

常 七

0

最

大

0)

値

八八

六

八八

六

項

目

単

位

通

常

0)

最

大

0

汚

水

等

0)

日

当

た

ŋ

0)

量

処

理 通

前

処

理 値

後

処

理

前 $\overline{\bigcirc}$

処

理 値

後

七

常

0)

最

大

0

m³

日

単

位

処

理

前

処

理 値

後

理

前

処

理 値

後

ŋ 窒 浮 化

ん

含 含

有

量 量

mg mg

L L L

Ŧī.

五.

O

七

七

<u>Fi.</u>

Ŧī.

の状汚等汚値態染の水

学

酸 的

素

要

求

量 量

酸素要求

mg

L

00 0 五. Ŧī.

> \bigcirc 六

00 0

> 0 六

Ŧī.

Ŧî.

五 五

Ŧī.

Ŧī.

窒 浮 化 生

素 遊 的

含 物

有 質

量 量

L

L

 \bigcirc

 \bigcirc

 $\frac{}{}$ Ŧī.

 \bigcirc

Ŧī. 五.

 \bigcirc \bigcirc

 \bigcirc

0

素 遊

物

質 有

> 量 量

mg

汚

水

等

0)

日

当

た

ŋ

0)

量

処

理

前

処

理 値

後

処

理

前

処

理 値

後

使

用

0)

季 ŋ

節

的

変

動

な

六

七三

七

m³

日

単

位

通

常

0)

最

大

0)

日

当

た

0)

使

用 間

時

間

川

時

間

使 使 工 工

用

時

間

隔 日

用 事 事

開

始 成 手

予 予 予

定 定 定

年 年 年

月 月 月

既設 連続

日

H

既設 既設

完 着

使

用

時

間

連続 既設 既設 既設

使

用 事 事

開

始 成

予 予 予

定

年 年 年

月 月

使

用

0)

季 ŋ

節

的

変

動 間 隔 日 日 日

日

当

た

0

使

用 間

時

四

時

間

工 工

完 着

定

手

定

月

主

要

寸

法

直径二・八×七・九〇m 直径二・八×三・六五m 直径二・八×三・六五m 直径二・八×三・〇m m

接触ばっ気槽 流量調整槽

m m m

構

能

力

m³

日

造

R P $\overline{\bigcirc}$

製

接触ばっ気槽流量調整槽

直径二・八×二・五 直径二・八×一・〇 一・四×一・〇

m

最終沈殿槽 接触酸化槽

 \bigcirc

七

m

主

要

寸

法

最終沈殿槽 接触酸化槽

径二×二× 径二×二×

•

構 能 処 種

た 子 県 服

				-						
	り ん 含	有量	mg L	五.	111 • 1 111	五.	五.	林とし	れた目的	
	大腸菌	群数	個 / cm³	以三、〇〇〇	以三、000	以三、000	以三、000	三解除の理由		
5	排出水の量及び	汚染状	態の値					(「次の図」は、省略・道路圧地とするため	し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局	父び大分県西部振興局
排	水	П	名		N. 1	No.1		並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。	、 	\{\rightarrow\}
一 日	当たりの排	出水量	/	通常	の値	最大	の値	大分県告示第三百四号	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 小第三百四号	ソ、次のように道路の
	1	7.	m³ / 日	七	八		10	14	注律第百八十号) 第十八条第二項の規定によれ	うめのように道路の
	項	目	単位	通常	の 値	最大	の 値	ĭ	令和六年六月七日から二周間大分県上木建築部道路呆全踝こ備え置いて	完全课に備え置いて
	水素イオ	ン濃度		五.八	~八・六	五・八、	〜八・六	一般の縦覧に供する。		
汚水	生物化学的酸素要求量	素要求量	mg L	1	0	1	五	令和六年六月七日		
手等の	化学的酸素	要求量	mg L	一八	八:二	110	0		大分県知事 佐 藤	樹一郎
状態	浮遊物	質量	mg L	_		=		道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
	窒素 含	有量	mg L	三八		四四			則守方大字鳴見字型山日一一人互番にかっ	
	り ん 含	有量	mg L	=:		四	八	一般国道五〇〇号	別府市大字鶴見字畝原一三三一番一地先ま	令六・ 六・ 七
	大腸菌	群数	個 / cm³	111, 00	〇〇以下	111,	000		で	
二 二 事	事前評価に関す	る書面	縦覧期間2	の縦覧期間及び縦覧場所						
1	縦覧期間							○選	選挙管理委員会告示	
2	縦覧場所	t E b	同 月 一 十	グ目まで				大分県選挙管理委員会告示第二十一号	示第二十一号	
	大分県生活環	境部環境	保全課及	大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所				地方自治法(昭和二十)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、	、第七十六条、第八
	{	~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~~~~	~~~~~~	~~~~		十条、第八十一条及び第一	第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三	関する法律(昭和三
大分県	大分県告示第三百三号	号						十一年法律第百六十二号)	十一年法律第百六十二号)第八条の規定による令和六年六月三日現在で大分県議会議員及び	大分県議会議員及び
森林	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)	六年法律	第二百四·	十九号) 第二十九	十九条の規定により、		次のとおり農林水	大分県知事の選挙権を有る	大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一	の総数の五十分の一
産大臣	産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があっ	指定を解	除する予	定である旨通	知があった。			の数及び三分の一の数(な	数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を	のつてはその四十万を
佘	令和六年六月七	日						超える数に六分の一を乗	超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た	数とを合算して得た
				大分県知事	知事 佐	藤	樹一郎	数、その総数が八十万を対	その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得	八分の一を乗じて得
一解	解除予定保安林の所在場所	:の所在場	所					た数と四十万に六分の一を	万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得	た数とを合算して得
日	1田市大山町西大山字下釣六五五九番五	大山字下:	釣六五五·	九番五(国有林。		次の図に示す部分に限る。	රි°)	た数)は、次のとおりである。	ある。	

大分県報(選管委告示・公告)

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 玉 由 竹津臼佐日中 を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 の総数の三分の一の数 にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 豊 て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合 十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数 に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四 の数 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の 東市・姫島村 後高 後 大 築 田 杵 布 伯 田 津 府 野 田 市 市市市市市市 市 市市市 市 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万 大分県選挙管理委員会委員長 二一六、八六三人 三二、八八一人 Ó 七、 四 五 四 弋 二六五人 〇二 人 六四二人 三〇二人 九四六人 一九四人 三七三人 二四四人 〇 〇 〇 人 四八一人 七七五人 六八〇人 五七七人 木 廣 四 六 Ŧī. 七 次のとおり契約者等について公示する 九重町・玖珠町 百七十二号)第十一条第一項第二号に該当 次のとおり契約者等について公示する。 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 随意契約に係る役務の名称及び数量 随意契約の理由 契約の相手方を決定した手続 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 プログラム・プロダクトの使用及びサポート 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 随意契約 随意契約に係る契約金額 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 株式会社JECC 営業統括本部長 随意契約の相手方を決定した日 電子計算機 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 令和六年六月七日 随意契約の相手方の氏名及び住所 令和六年六月七日 大分県総務部電子自治体推進課 令和六年四月一日 大分市大手町三丁目 大分県総務部電子自治体推進課 一億千四百五十六万六千百円 一式 公公 番 一号 六 (消費税及び地方消費税相当額を含む。 四七四人 告 飯 大分県知事 **天分県知事** 倉 一式 義 佐 佐 藤 藤 (平成七年政令第三 樹 樹 四 郎 郎

<u>-</u> 七 六 Ŧī. 几 三 七 六 Ŧī. 四 三 次のとおり契約者等について公示する。 百七十二号)第十一条第一項第二号に該当 随意契約の理由 契約の相手方を決定した手続 随意契約に係る契約金額 随意契約の相手方の氏名及び住所 随意契約の相手方を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 令和六年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 随意契約に係る役務の名称及び数量 随意契約の理由 随意契約 契約の相手方を決定した手続 随意契約に係る契約金額 随意契約の相手方の氏名及び住所 随意契約の相手方を決定した日 富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部 大分県総務部税務課 令和六年六月七日 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三 五千三百四十四万九千四百四十円 富士通Japan株式会社 令和六年四月一日 五千六百五十一万千八百四十円 大分市東春日町十七番五十八号 令和六年四月一日 大分市大手町三丁目一番一号 大分市東春日町十七番五十八号 大分市大手町三丁目一番 九州南部公共ビジネス部 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) (消費税及び地方消費税相当額を含む。 大分県知事 部長 部長 佐 吉 式 吉 Ш 藤 Ш 健 健 治 樹 治 郎 三 四 Ŧî. 次のとおり契約者等について公示する。 百七十二号)第十一条第一項第一号に該当 随意契約の相手方を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 随意契約に係る契約金額 東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号 代表取締役 株式会社DNPアイディーシステム 随意契約の相手方の氏名及び住所 随意契約に係る物品等の名称及び数量 令和六年六月七日 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三 令和六年四月一日 大分市大字松岡六千六百八十七番地 大分県警察本部交通部運転免許課 ICカード運転免許証作成用消耗品 リボンセット 優良用カード 新規用カード 裏面印字用リボン 運転経歴証明書用カード リボンセット 優良用カード 新規用カード 般用カード 般用カード 物品等の名称 物品等の名称 尾 﨑 信太郎 九〇〇枚入り 規 三〇〇枚入り 九〇〇枚入り 規 ○○○枚用 ○○○枚用 ○○○枚用 格 格 等 等 大分県知事 金額 購入見込数量 佐 九九、 五四、 (一箱当たり) 九八〇円 000円 藤 四一箱 九七箱 六○箱 一二箱 八箱 箱 樹

郎

五.

令和六年六月七日

	県中部振興局農山	県外に住所を有する者にあっては、	村振興部に申し込むこと。ただし、
田 国税又は大分県税を滞納している者	振興局農山(漁)	令和六年八月十六日までに申請者の住所地を管轄する県振興局農山	真を貼り付け、令和六年八月十六日
四 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者	分県収入証紙と写	、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写	県振興局に備付けの受講申請書に、
していない者			五 受講手続及び受付期間
条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過			:
者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九	六[家畜の悪癖、機能障害及び疾病
	ш р		家畜の用重及び特徴
る	u		えるの女―こ見けられて
力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有す	講習時間	容	講問習
七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴			四講習の方法
□ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十 ┃	室	·一号 大分県庁舎本館八階八一会議室	2 場所 大分市大手町三丁目一番一号
権を得ない者	十分までとする。	両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。	なお、受付時間は、両日
者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)又は破産者で復		午前九時から午後五時十五分まで	令和六年九月十八日
○ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年		午前八時五十分から午後五時まで	1 日時 令和六年九月十七日
1 次の○から穴までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 ┃			三 講習会の日時及び場所
二 競争入札の参加者資格		、家畜商の免許を受けようとする者	家畜の取引の業務に従事するため、
県立学校教職員用パソコン等賃貸借契約(長期継続契約)			二講習の対象者
一調達をする特定役務の種類		知識の修得	家畜の取引の業務に関する必要な知識
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			講習会の目的
令和六年六月七日	樹一郎	大分県知事 佐 藤	
七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。			令和六年六月七日
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百		次のとおり開催する。	二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。
	り、同法第三条第	「八号)第四条の二第一項の規定により、	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一
合わせること。	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山(漁)村振興部に問い		に該当	百七十二号)第十一条第一項第二号に該当
八 その他	(平成七年政令第三	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(地方公共団体の物品等又は特定役
2 家畜商講習会テキスト(当日、会場であっせんする。)			七 随意契約の理由
1 筆記用具			随意契約
七 携行品			六 契約の相手方を決定した手続
講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。		含む。)	(消費税及び地方消費税相当額を含む。
六 講習会修了証明書の交付	〇円	一、〇〇〇枚用 一七、六〇〇	裏面印字用リボン
漁村振興部(大分市府内町三丁目十番一号)に申し込むこと。	H	三〇〇枚入り 一六二、三六〇円	運転経歴証明書用カード

下 全部又は一部を継承した者を除く。 (基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の 「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- 営業年数 (基準日までの営業年数をいう。)
- 年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。) 決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度) 営業実績 (申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の (以下「基準
- 経営規模
- 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をい
- その他知事が必要と認める事項
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

三

1

申請の方法

申請書の提出先及び問合せ先 県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七—五〇六—二九六五

3 申請の時期

令和六年六月七日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希

望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1

几

入札参加資格の有効期間は、 資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

格の申請により行うものとする。 令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資

Ŧī.

1 申請書の交付場所 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

2 三の2に同じ。

インターネットによる入手

大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html

入札参加資格の取消し等

- 争入札に参加させないことができる。 が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競 入札参加資格を取得した者が次の一から四までのいずれかに該当する場合その他知事
- る者に該当すると判明した場合 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す
- 二の1の一から伍までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- を記載したことが判明した場合 資格審査の申請書(資格の変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実
- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った
- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、 その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年6月7日

在 藤

極

崇

大分県知事

競争入札に付する事項

調達をする特定役務の種類

 $\widehat{\Box}$

県立学校教職員用パソコン等賃貸借契約(長期継続契約)

2 履行場所

大分県が指定する場所

3 契約期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで (60か月)

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者 に必要な資格を取得した者(大分県が発注する物品等の調達、受払い及び役務の提供に

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (3) この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者でもステト
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 4 が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- > 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約 等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ れる関係を有している者 (7)
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 5) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年7月5日(金)午後5時15分までに 4の部局に提出し、審査を受け、本入札への参加について、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続

競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出す ここし

(1) 申請の時期

令和6年6月7日(金)から同月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2965

契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育デジタル改革室

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

電話 097-506-5441

AX 097 - 506 - 1831

MAIL a31070@pref.oitalg.jp

- 5 契約条項を示す場所及び日時
- 大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)上に令和6年7月12日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
- 入札説明書の交付場所及び日時

5に同じ。

7 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもの

のほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を12に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

- 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
-) 通 貨 日本国通貨
- 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和6年6月7日(金)午前10時から同年7月12日(金)午後5時まで

電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和6年7月12日(金)午後5時から同月18日(木)午後1時30分まで

1 電子入札システムによる開札予定日時

令和6年7月18日(木)午後2時

12 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

提出場所 大分県教育庁教育デジタル改革室

2 令和6年7月18日(木)午後1時30分

入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免

契約保証金に関する事項

(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 契約金額(年額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の(1)又は

- 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 ないと認められるときに限る。)。 とを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれが じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したこ 118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同 る国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第 る独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定す 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定 19

15

る入札は無効とする。 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当す

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある

- 金額の記載がないもの
- 入札に関する条件に違反したもの

2

- 3 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき、
- 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの
- 最低制限価格に関する事項

16

落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行ったも

のを落札者とする

- 2 て、電子くじによる落札者決定を行う。 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにおい
- 落札しない場合は、再入札を行う。
- (4) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者がいない場合は、手続を改めることとす

18 ルの街

- (1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。こ の契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除が あった場合は、この契約を解除する。
- その他の詳細は、入札説明書による
- The name of contract matter

Lease of Computer Sets for Teachers in Prefectural Schools

- 2 Time limit for tender
- 13:30, July 18, 2024
- 3 Contact point for the notice

Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office

870 - 8503 Japan Tel 097 - 506 - 5441Oita prefectural government building annex 7 F, 3 - 10 - 1, Funaichou, Oita City

令和六年六月七日